



災害時協力井戸を募集します



令和6年1月の能登半島地震から1年が経過しました。水の重要性和大地震に対して水道インフラの脆弱性が明らかになるとともに、その復旧の難しさがクローズアップされました。鋸南町でも大地震に備え、生活用水を確保するために、「災害時協力井戸登録制度」を始めます。災害時に地域の皆さんに生活用水を提供していただける「災害時協力井戸」を募集いたします。

1 「災害時協力井戸」とは？

災害時に水道施設が被害を受けて断水した際、その復旧までの間に、**生活用水(トイレ・洗濯・シャワー等に使う飲料以外の水)**を地域の方に提供していただくための井戸です。

2 「災害時協力井戸」の必要性は？

テレビ等で「災害に備えて一人1日当たり3ℓの水を備蓄しよう」と聞いたことがあると思います。これは、人間が生きていくために「飲み水」として必要最低限量です。

現在、日本人は平均、一人1日当たり300ℓの水道水を使用しています。炊事・飲料はそのうちの20%弱しかなく、大半は、入浴・洗濯・トイレといった生活用水です。風呂桶に残り湯を溜め、節水しても、3日程度が限界です。また、反面、地中に埋まった水道管の復旧には長い期間を要します。被災者の生活の質を維持するためにも、この大量な生活用水を確保することが重要なのです。そのため、水道が復旧するまでの災害時協力井戸は、**地域住民の方の生活を維持するうえでも重要なインフラ**になります。

3 登録していただける井戸の要件

- ①町内で、**現在使用しており、今後も引き続き使用を予定している井戸**であること。
- ②災害時に近隣住民等へ生活用水の提供ができるよう、**所有者等において継続的かつ適正に管理されていること**。
- ③洗面、洗濯、トイレ洗浄等の**生活用水として使用できる水質**であること。
- ④災害時協力井戸が所在する旨の標識等を、外部から認識しやすい敷地内の施設等に表示・設置することについて、当該所有者等が同意していること。
- ⑤町ホームページ、広報紙等に災害時協力井戸に関する情報を掲載することについて、所有者等が同意していること。
- ⑥災害時協力井戸の所有者等の氏名・連絡先を区長及び自主防災組織の長等に情報提供することについて、所有者等が同意していること。

4 登録等について

鋸南町役場総務企画課まで連絡ください。若しくは、鋸南町ホームページから申請用紙をダウンロードし、ご記入の上ご提出ください。後日、町からご連絡の上、現地を確認させていただきます。

5 注意事項等

- ①災害時の井戸水の提供開始は、町から依頼させていただきますが、所有者様等の判断で開始していただいても結構です。
- ②災害時協力井戸からの**水の提供は無料**にてお願いします。また、井戸の管理・整備や給水にかかわる**費用等は所有者または管理者様の負担**とさせていただきます。
- ③登録等により提供いただいた個人情報、公開いたしません。ただし、地区の防災態勢にかかわる事項として、区長及び自主防災会会長には、所有者等の氏名・住所・連絡先等の情報は提供させていただきます。



お問い合わせ先 鋸南町役場総務企画課 (55-4801)
平日8:30~17:15